

日・香港ワーキング・ホリデー制度の香港側就労及び就学制限の緩和について

2017年12月22日

在香港日本国総領事館

今般、日本国政府と香港特別行政区政府は、日・香港ワーキング・ホリデー制度で香港側が日本人参加者に課している休暇に付随する就労及び就学制限について口上書の交換を行い、現行同一雇用主3か月以内の就労制限を6か月以内に、また、現行1コース6か月以内の就学制限をコース回数を問わず累積6か月以内に緩和し、右緩和措置を明年（2018年）1月1日より開始することになりましたので、お知らせします。

なお、本緩和措置の対象者は、明年1月1日以降に香港ワーキング・ホリデー査証を取得した日本国籍者のみとなりますので、ご注意ください。

(問い合わせ窓口)

○在香港日本国総領事館

住所：46-47/F., One Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong

香港中環康樂廣場8號 交易廣場第一座46樓及47樓

電話：2522-1184 国外からは（地域番号852）2522-1184

ホームページ：<http://www.hk.emb-jpn.go.jp/jp/index.html>

○香港特別行政区政府勞工處

ホームページ：<http://www.whs.gov.hk/en/quota-and-condition-of-stay.php>